



公告

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号のイに規定する審査（以下「技能検定員審査」という。）及び第99条の3第4項第1号のイに規定する審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり行います。

令和元年8月15日

長野県公安委員会

1 審査の種類、期日及び場所

(1) 技能検定員審査

種類	期日	場所
技能検定員審査	(普通) (中型) (準中型) (普自二) (牽引) (大型二種) (中型二種) (普通二種)	令和元年9月24日（火）から 令和元年10月4日（金）までの間において、審査申請書の提出時に指定する日時
		塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73番地116 中南信運転免許センター

(2) 教習指導員審査

種類	期日	場所
教習指導員審査	(普通) (中型) (準中型) (普自二) (牽引) (大型二種) (中型二種) (普通二種)	令和元年9月24日（火）から 令和元年10月4日（金）までの間において、審査申請書の提出時に指定する日時
		塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73番地116 中南信運転免許センター

2 審査項目、審査細目及び審査方法

(1) 技能検定員審査（普通、中型、準中型、普自二及び牽引）

審査項目	審査細目	審査方法
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行います。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行います。
技能検定に関する知識	法第108条の28第4項に規定する教則（以下「教則」という。）の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行います。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行います。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	

(2) 技能検定員審査（大型二種、中型二種及び普通二種）

審査項目	審査細目	審査方法
技能検定に関する知識	道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業（以下「旅客運送事業」という。）及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業（以下「運転代行業」という。）に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行います。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行います。

(3) 教習指導員審査（普通、中型、準中型、普自二及び牽引）

審査項目	審査細目	審査方法
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行います。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行います。
	自動車の運転に関する知識の教習に必要な教習の技能	
教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行います。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行います。

(4) 教習指導員審査（大型二種、中型二種及び普通二種）

審査項目	審査細目	審査方法
教習に関する知識	旅客運送事業及び運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行います。

3 申請手続

(1) 審査の申請

技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、必要な事項を記入し、写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）を貼付した審査申請書に、次に掲げる書類を添付して、(2)の申請期間内に長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許課（以下「東北信運転免許課」という。）へ提出してください。

ア 技能検定員審査を受けようとする者が技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）

第17条第1項各号、第2項各号又は第3項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項各号、第4項各号又は第5項各号のいずれかに該当する者であるときは、

それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

ウ 運転免許証の写し

(2) 申請期間

令和元年8月15日（木）から令和元年9月5日（木）までとします。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。

(3) 審査手数料

審査手数料は、次に掲げる額（規則第17条の規定により審査細目についての審査を免除される者にあっては、次に掲げる額から長野県警察関係許可等手数料徴収条例（昭和29年長野県条例第36号）に定める額を減じた額）を、審査申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

ア 技能検定員審査

種類	手数料の額
技能検定員審査（普通）	19,500円
技能検定員審査（中型又は準中型）	23,400円
技能検定員審査（普自二又は牽引）	14,700円
技能検定員審査（大型二種、中型二種又は普通二種）	6,950円

イ 教習指導員審査

種類	手数料の額
教習指導員審査（普通）	11,850円
教習指導員審査（中型又は準中型）	14,550円
教習指導員審査（普自二又は牽引）	9,650円
教習指導員審査（大型二種、中型二種又は普通二種）	3,300円

4 その他

- (1) 審査当日は、筆記具及び運転免許証を持参してください。
- (2) この審査手続について不明な事項は、東北信運転免許課（電話 026-292-2345 内線 231）に問い合わせてください。

東北信運転免許課